

京都市教育委員会通則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成 16 年 9 月 30 日

京都市教育委員会

委員長 田中田鶴子

京都市教育委員会規則第 1 号

京都市教育委員会通則の一部を改正する規則

京都市教育委員会通則の一部を次のように改正する。

第 16 条指導部の款不登校生徒学習支援特区中学校開設準備室の項を削る。

第 17 条指導部の款不登校生徒学習支援特区中学校開設準備室の項を削る。

附 則

この規則は、平成 16 年 10 月 1 日から施行する。

(教育委員会事務局総務部総務課)